

第4回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会 議事録

○ 日 時 令和3年11月1日(月) 14:30~15:30

○ 場 所 本庁舎8階 大会議室

○ 出席者

【委員】

渡邊 博子 委員長、廣瀬 惇子 副委員長、長崎 浩介 委員、
荒金 一義 委員、増田 真由美 委員、平本 泉 委員、
三井 睦子 委員、有吉 さおり 委員、山崎 豊史 委員、
葛西 満里子 委員、寺尾 康子 委員、柳澤 和代 委員、
二宮 博 委員、帆秋 誠悟 委員、伊藤 英樹 委員、
佐藤 善信 委員 斉藤 修造 委員 (計17名)

【事務局】

企画部審議監 広瀬 正具、企画部次長兼企画課長 小野 晃正、
企画課参事 児玉 直子、企画課行政改革推進室長 山口 大介、
企画課広域連携推進室長 明石 雅彦、企画課主査 高橋 和志、
企画課主任 深見 千尋

【傍聴者】

なし

○ 次 第

- (1) 第3回委員会議事要旨について
- (2) 提言書(案)について
- (3) 市長への提言報告について
- (4) その他

< 第 4 回 検討委員会 >

開会 事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻より少し早いですが皆さんお揃いですので、ただいまより、第 4 回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきますが、検討員会設置要綱第 6 条第 1 項において、「委員長が委員会の議長となる」となっておりますことから、渡邊委員長さんに進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。</p>
委員長	<p>皆さん、改めましてこんにちは。</p> <p>本日もよろしくお願い申し上げます。</p> <p>第 4 回ということで、いよいよ取りまとめの段階になりました。今日は事務局で丁寧にまとめてくださった原案がありますので、それに対しまして、皆さんの忌憚のないご意見等をいただければと思っております。それでは本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議事に移ります。まず前回の第 3 回検討委員会では、検証の後半である第 22 条から附則の議論を行いました。</p> <p>まずは、第 3 回の議事要旨につきまして事務局からご説明していただいたのち、提案書（案）について検討していただきたいと考えております。</p> <p>では、議事の（1）番目「第 3 回委員会議事要旨について」事務局からご説明お願いたします。</p>
事務局	<p>まず、はじめに資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日机上に資料を配布させていただいております。</p> <p>まず 1 枚目が本日の次第を記したものの、1 枚めくっていただきまして、配席図、次に委員名簿、次に A3 でお配りしております「第 3 回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会(9 月 28 日)の議事要旨、次に、「令和 3 年度大分市まちづくり自治基本条例の見直し等に関する提言（案）」となっております。</p> <p>それでは、「第 3 回委員会議事要旨について」につきまして、A3 横の資料に沿って、ご説明いたします。</p> <p>前回の第 3 回検討委員会において、委員のみなさまからいただいたご意見をまとめたものとなっております。</p> <p>26 番から 28 番が「災害等」のご説明に対してのご意見でございます。災害の種類として想定されるものを挙げていくと、条例のストレートさが損なわれる。条例を改正するのではなく、逐条解説で記載してはどうかとのご意見をいただきました。記載について提言をいただきましたら、対応を考えていきたいとご回答しております。</p> <p>30 番から 33 番は地域の担い手不足、後継者育成についてご意見をいただきました。37 番でまとめてお答えしておりますが、地域づくりの担い手の高齢化や新型コロナウイルス感染症による活動の縮小等の問題についてももしっかり取組を進めてまいりますとご説明いたしました。</p> <p>34 番、35 番、37 番から次の頁の裏面の 40 番までと 42 番は周知の問題についてご意見をいただきました。市民の方や大分市が素晴らしい事業を行っているの</p>

に、なかなか認識されていない。市民に分かりやすい形で周知を図っていただきたいとのご意見について、市報はもちろん SNS による広報等新たな広報の手法を積極的に取り入れていくとご説明いたしました。

前の頁の 36 番、裏面の 41 番は多様な文化の尊重等についてご意見をいただきました。これまでも様々な取組を進めておりますが、課題としては市民に対する周知だと考えています。周知についても力を入れていきたいと考えています。とご説明いたしました。

説明は以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございました。

このようなご意見を基に提言書の検討を行っていきたいと思いますが、今のご説明につきましてご質問・ご意見ありますでしょうか。

それでは、次に参ります。議事の(2)番目「提言書(案)」につきまして、事務局のご説明をお願いします。

事務局

それでは、「令和3年度大分市まちづくり自治基本条例の見直し等に関する提言(案)」をごらんください。

まず、目次でございます。前回検討委員会でもご説明いたしましたが、「1はじめに」、「2 検証にあたっての視点と進め方」、「3 検証の結果」として「(1) 条例改正の必要性について」「(2) 条例の運用について」、「4 大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の概要」として(1)開催状況、(2)委員名簿、(3)大分市まちづくり自治基本条例検討委員会設置要綱という構成になっております。

本日の説明につきましては、項目ごとに相互に関係がございますことから、一括して説明をさせていただいたのち、委員の皆様からご意見をいただければと考えております。

1頁をご覧ください。

まず「はじめに」でございますが、こちらでは、本検討委員会の設置から議論の経緯について触れております。それでは読み上げます。

初めに、「大分市まちづくり自治基本条例」は、自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他まちづくりの基本となる事項を定めた条例として、平成24年4月1日に施行されました。大分市では本条例を「最高規範」と位置づけ、まちづくりに関する各種取組が推進されています。

本条例の附則において、「5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずる」と規定されていることから、今回は平成28年度に検討が行われ、「条例そのものの修正は不要」との結論に至ったところです。

このたび、この前回の見直しから5年が経過することから、条例の見直しに関し広く市民の意見を聴くため、学識経験者や各種団体の代表者、一般公募の市民等を委員とする「大分市まちづくり自治基本条例検討委員会」が令和3年7月29日に設置されました。

見直しに当たっては、本条例に基づく大分市の取組に係る成果・課題・今後の方向性や大分市民意識調査の結果等を検証し、条例修正の必要性や運用面につい

て、計4回にわたり議論を行い、この結果を提言としてとりまとめました。

大分市におかれましては、今回の提言の趣旨をご理解いただき、大分市のまちづくりの基本理念である「市民の幸せな暮らしの実現を目指すための市民主体によるまちづくり」をより一層進めるため、各種政策に取り組んでいただけますようお願いいたします。」と、記載させていただいております。

2頁をお開きください。

「検証にあたっての視点と進め方」でございます。

こちらは、第1回検討委員会でお示した検証にあたっての視点と進め方のうち本検討委員会に関する部分を記載したものでございます。

では読み上げさせていただきます。

検証にあたっては、副市長・教育長・上下水道事業管理者・各部局長からなる大分市まちづくり自治基本条例庁内検討委員会で決定された条例の条文ごとの各種取組に係る成果・課題・今後の方向性について、以下の視点1に基づき検証を行いました。

視点1については、記載のとおりでございます。

その後、上記の検証の結果や意見を、以下の視点2に基づき、提言としてとりまとめました。

視点2については、記載のとおりでございます。

3頁をご覧ください。

「検証の結果」でございます。

まず、「(1) 条例改正の必要性について」でございます。

こちらは、これまでの検討委員会の協議結果により、改正不要との結論を示したところでございます。では読み上げさせていただきます。

条例改正の必要性について、まず、「(1) 条例改正の必要性について」でございます。

こちらは、これまでの検討委員会の協議結果により、改正不要との結論を示したところでございます。では読み上げさせていただきます。

しかし、大分市の自治の最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重するための改善点について様々な意見がありました。

今後、これらの点に留意し、条文に基づく各種取組を進めていただきますようお願いいたします。」と、記載させていただいております。

次に、「(2) 条例の運用について」でございます。

ここでは先程の「条例(1) 条例改正の必要性について」で触れた、運用面についての指摘事項を、条文毎に具体的に記載したところでございます。

では読み上げさせていただきます。

基本原則(第4条関係)について、まちづくりの活動は自治会が行っていることが多く、条例の基本原則である「市民総参加の原則」「協働の原則」が十分に浸透していないように感じます。条例の趣旨を踏まえ、全ての市民がまちづくりへ積極的に参画しやすい環境を作っていく必要があります。

市民の権利(第5条関係)について、条例ではあえて将来の自治の担い手である「子ども」の権利を謳っていることから、子どもの年齢に応じたまちづくりへの参画を促すための具体的な手法について検討を進めていく必要があります。

市民の責務(第6条関係)について、第6条第1項「まちづくりへ積極的に参

画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること」について、「積極的に」という記載があるが、まちづくりへの参画については色々な考えを持った人がいる中で、参画が「強制的」と捉えられないか懸念されます。現在、価値観の多様化が進んでいることから、色々な価値観を持った人たちがいるということを念頭に条例の運用を行う必要があります。

4 頁をご覧ください。

市長の基本的役割と責務（第 9 条関係）、職員の責務（第 10 条関係）について、各職員に対し、条例に関する理解の深化や条例の理念の普及を図るためのより具体的かつ効果的な方法について検証し、取組を進める必要があります。その方法として、例えば、若手職員等にターゲットを絞った重点的な研修や、座学ではなくワークショップ形式の研修等が考えられます

財政運営（第 12 条関係）について、健全な財政運営を行い、新型コロナウイルス感染症等の有事の際でも、引き続き必要な事業を行うことができるよう努める必要があります。

危機管理体制の整備等（第 20 条関係）について、第 20 条「常に災害等の緊急の事態に備え」について、条例を策定した時には想定できなかったであろう新型コロナウイルス感染症のような事態は今後も起こりえると考えられます。感染症は条文中の「等」に含まれると解釈できますが、市民生活への多大な影響を鑑みれば、逐条解説に新型コロナウイルス感染症等が含まれる旨を記載する等、市民がより分かりやすい手法を検討する必要があります。

市民参画（第 22 条関係）、協働の推進（第 23 条関係）、地域コミュニティ（第 29 条関係）について、大分市の人口規模を踏まえれば、大分市民意識調査の結果、市民の約半分が条例を知っているという結果になったことはすばらしいと思います。しかし、若者の認知度が特に低いという状況を考えれば、若者をターゲットにした SNS などの新たな広報や、覚えやすく馴染みやすいネーミングやサブタイトルを付ける等といった手法について検討する必要があります。特に広報の際には、「本条例に基づき市民がまちづくりに対してどのようなことができるのか」、「具体的な取組の周知」という 2 点を通じて条例の理念を浸透させていく必要があると考えます。

また、条例の周知も重要ですが、実際にまちづくりに参加し関わってもらうことも非常に重要であり、周知と参加の 2 つの側面で条例の理念の実現を図っていく必要があります。そのため、市民がまちづくりへの参加に向けた 1 歩を踏み出すには、どのような形で背中を押してあげればいいのか、その手段・方法について検討する必要があります。

5 頁をご覧ください。

市民提案（第 24 条関係）、市民意見の聴取（第 25 条関係）について、第 24 条、第 25 条を具現化するための取組である「あなたのアイデア提案」や「パブリックコメント」等について、まだまだ事業・制度の周知が不足しているように感じます。市民に対する分かりやすい事業・制度解説に努めるとともに、周知の際は、本条例に基づいて行っているということも併せて伝えていく必要があります。

都市内分権（第 28 条関係）について、地域住民を代表する組織であるまちづくり協議会の増加は、都市内分権を実現する上で非常に重要であることから、地域内の団体や住民に対し今まで以上に分かりやすく丁寧に周知・説明をしていく

ことで団体の増加につなげることが重要です。

また、地域活動への参加が乏しい若い世代の参加を促すため、幅広い世代を意識した周知・説明を行うことも重要であると考えます。

連携及び協力（第 30 条関係）について、大分市は様々な関係機関等と連携・協力を行っていますが、その取組や成果の周知がまだ充分ではないと考えられます。周知に当たっては色々な手法が考えられますが、市報が最も効果があると思われる。そのため、市報そのものの PR 方法についても検討する必要があります。

多様な文化の尊重等（第 31 条関係）について、時代が変化していく中で、守るべき人権の幅が大きく広がっていることから、これまで以上に視野を広げ啓発活動を行っていく必要があります。

その他といたしまして、大分市が行っている様々な支援を、市民に分かりやすい形で見える化することで周知を図っていく必要があります。

大分市のまちづくりのために、たくさんの方が様々な取組に参加していることを知らない市民が多いと思います。条例の周知に当たっては、こうした点も併せて市民に伝えていく必要があると考えます。

6 頁をご覧ください。

「4 大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の概要」でございます。

4 回にわたる委員会の開催状況、7 頁に委員名簿、そして 8 頁から 9 頁まで、「大分市まちづくり自治基本条例検討委員会設置要綱」を添付しております。

以上のとおり、これまで委員の皆様からいただきましたご意見につきまして、提言（案）という形で事務局にて取りまとめさせていただきました。

説明は以上でございます。

委員長

はい、どうもありがとうございます。

詳細にご説明ありがとうございます。また、ほぼ全ての委員の皆さまのご意見を漏れることなく掲載されたのではないかと思います。この提案書（案）につきまして、ご意見・ご質問でございますでしょうか。

どんなところからでも、文言の書き方、表現の仕方、細かいところも結構ですので、どうぞご意見をお願いできればと思います。

委員

拝見しておりましたら、委員長がおっしゃるように、よく我々委員の意見をすくい上げていただいた提言書（案）になったように思っております。

その中で、私が注目しておりますのは、周知と参加のうち周知の部分でございます。いかに市役所の取り組みを伝えていくかということなのですが、市報が有力なメディアになるということは事実としてそうなのですが、やはり注目しているのは、SNS でございます。実は先週金曜日に大分市の行政評価・行政改革推進委員会がありまして、そちらに出席させていただいたのですが、その中でも SNS で市長のメッセージを発信するというのが、非常に反響が大きかったというような話を伺っております。それも今後の広報の 1 つの有力な方向性であろうかと思っております。

SNS の利用というのは、団体によって差があるのが実態だと思うのですが、大分市はそんな中でもかなり上手に進めていらっしゃるような印象を受けてお

	<p>ります。</p> <p>引き続き市報に軸を置きつつ、あらゆるタイミングで広報を行い、市民とコミュニケーションを進めていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>今のご意見につきまして、事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>市報についてはこれまで通り充実させていきたいと思っております。また、ツイッターやラインといった SNS についてもこれから充実させ、広報に努めて参りたいと考えております。</p>
委員長	<p>今の所は、例えば 5 頁の 30 条の所に当たると思いますが、「市報が最も効果があります」という所を少し変えた方がいいということですか。</p>
委員	<p>表現はこれで構わないと思います。具体的な取り組みとして新たな広報の手法も研究していただきたいと思います。</p>
委員長	<p>どうでしょうか。何か追記されますか。</p>
事務局	<p>4 頁の下の部分、市民参画（第 22 条関係）と協働の推進（第 23 条関係）、地域コミュニティ（第 29 条関係）の部分で、若者をターゲットにした SNS など新しい広報といった部分で、市報と SNS 両方取り組んで参りたいということで記載させていただきたいと考えております。</p>
委員長	<p>はい、どうもありがとうございます。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>副委員長いかがでしょうか。ずっと条例に関わられて来られて、何かご意見ありますでしょうか。</p>
副委員長	<p>私はどちらかというところちょっと勝手に申し上げたことが、こんなに綺麗にまとめていただけたと思って本当に感謝しております。</p>
委員長	<p>一般の市民を代表して、一般公募のお二方いかがでしょうか。ご意見がありませんでしょうか。</p>
委員	<p>馴染みやすいネーミングやサブタイトルについて、実際に付けるのはどなたになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>具体的な手法につきましては、これから考えていこうと思っておりますが、例えばホームページで、市民の皆さまにサブタイトル等を募集するというのが 1 つのやり方かなと考えております。</p>

委員	せっかくなので、そのサブタイトル考える方にも参加したいなと思っております。
委員長	提言の中にネーミングやサブタイトルについて記載がありますので、後は実行あるのみということで進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
委員	前回の意見にもあったのですが、新型コロナウイルス感染症等について、当分終息の見えない状態が続くと思われます。今回提言にコロナに関する部分も盛り込まれましたので、今後大分市がどのように取組を進めていくのかということが気になっています。
委員長	何か新たに書き込まなくても大丈夫ですか。 財政の部分に関しては市民の関心がある部分でもありますし、すごく大事なところになってくると思うのですが、もう少し書き足したりすることができますか。中長期的な財政の運営の視点や長い目で見たときに市民の生活がどのようになっていくかといった不安の払拭等について入れることは可能でしょうか。
事務局	企画課長の小野でございます。 財政運営に関しましては、前月末の市長の定例記者会見で、大分市の今後の中期財政見通しを発表させていただいております。新型コロナウイルス感染症対策を十分行った関係で、財政的に逼迫している状況でございますけれども、市長の方から行政改革・財政運営をきっちりと行い、今後も安定した財政運営ができるよう努力する旨、記者会見で発言されておりますので、事務局の方でこうしたニュアンスの部分を追記させていただくことでよろしければ、少し文章を付け加えさせていただければと考えますけれどもよろしいでしょうか。
委員長	はい、お願いできればと思います。他にいかがでしょうか。
委員	皆さんの意見がしっかりとこの提言書に集約されて素晴らしいと思います。1点、SDGsの視点でまちづくりをするということを入れられるかなと思ったのですがいかがでしょうか。お尋ねしたいです。
委員長	いかかでしょう。SDGsにつきまして、もちろん感覚としてはその理念等が入っていると思うのですが、文言としてどうですかということですが、事務局いかがでしょうか。
事務局	SDGsにつきましても重要な取組と考えております。そういった観点を入れることは可能だと思いますので、何か文言を追加させていただく形でよろしいでしょうか。
委員長	どうもありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

委員	<p>とてもよくまとめていただいていると思います。ありがとうございます。お疲れ様でした。</p> <p>周知については、やはり事あるごとに、まちづくり自治基本条例に基づく取組にどのようなものがあるのかということをご丁寧にご説明していく必要があると思われました。</p> <p>それから、いろいろ議論があった第 20 条の危機管理体制につきましても、逐条解説の中の説明をご丁寧にしていただけるように要望をしてきたいと思っております。お願いします。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。何かございましたら、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>第 20 条につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症がかなり大きなテーマになっておりますので、その部分を逐条解説に盛り込んでいきたいと考えております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。後はいかがでしょうか。もしよろしければ、順番に一言ずつお願いいたします。</p>
委員	<p>ありがとうございます。綺麗にまとめていただいております。ありがとうございます。</p> <p>初めて検討委員会に参加させていただいたときに、実は大分市まちづくり自治基本条例というものを知らなかったという旨の主旨の発言をさせていただきました。市民の中には大分市の 1 つ 1 つの取組は意外と知っていたりするのですが、正式名称を知らなかったり、それがまちづくり自治基本条例に基づくものであるということをご知らない方が多くいると思っております。今回の検討委員会の中でも周知についての意見が多く出されておりましたが、大分市の公式ラインはこまめにお知らせが届いたり、自分の好きな時間に紙を開かずに気軽に閲覧することができるのでとても便利だと思っております。こういったものを条例の周知に活用すると、とてもよいと思われました。</p>
委員長	<p>はい、次よろしくお願いたします。</p>
委員	<p>私も条例の周知がとても重要なところだと思っております。ただ、大分市まちづくり自治基本条例という言葉自体が難しいので、例えば、文章ではなく漫画のようなものでの解説があれば、楽しく分かりやすいものになるのではないかとおもうところもあります。</p> <p>また、今後のまちづくりを担っていく若い世代の人たちに対して、条例をどのように周知していくかということが重要だと思っております。子どもたちを中心にして、子どもたちから親に周知してもらおうという流れもあると思っておりますので、こういった部分を意識した伝達方法があればと思っております。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。今のご意見につきまして事務局よろしくお願いたします。</p>

事務局	ご指摘のとおり、自治基本条例という言葉そのものもかなり堅苦しいですし、現在のパンフレットは若干漫画を取り入れて作ってはいるのですが、なかなか市民の皆さんのお手元に届いていない部分もありますので、積極的に広報していきたいと考えております。
委員長	これは、増刷を予定しているのですか。
事務局	企画課長の小野でございます。 現在、増刷は検討しておりません。実は以前から、このパンフレットを小学校の自分の地域を知ろうという授業を通して使っていただいております。また、市ホームページにはPDF版で載せており、必要な方に対しては、企画課でお配りしているところです。また、大分市の様々な会議等で条例の基本理念等を説明するなどして周知活動をしています。今後は、先ほど委員さんがおっしゃったとおり、若い世代を対象にした周知活動を進めていきたいと考えております。以上でございます。
委員長	どうもありがとうございます。次、ご意見等ございますか。
委員	綺麗にまとめていただいてありがとうございます。 私も、この委員会に参加して初めて条例のことを知りました。周知に当たっては、市報が最も効果があると思われるとの記載がありますが、なかなか市報も隅から隅まで見る方ばかりではないと思います。興味があればSNSやホームページ等で確認すると思うのですが、私は普段からそういうものを使っていないので難しいなと思います。 今回委員会に参加させていただいてこういう条例や委員会があることも知りましたし、皆さんが真剣に意見を出し合って、決めているということが分かって、凄く良かったと思います。
委員長	どうもありがとうございます。事務局いかがでしょうか。
事務局	恐らく、今おっしゃったご意見がわりと大部分の市民の方のご意見なのかなという気がしています。自治会活動等その他の活動に携わってくれる方は、意識して自ら情報を収集していただいていると思うのですが、そうではない方にどうやって届けていくかというのが一番の課題だと考えております。紙媒体でしか情報を見られないという方もいらっしゃるの、やはり市報は残さないといけないのかなと思っています。その上で、市報以外のアプローチについても、もっと考えていかなければいけないと思っています。 すぐには解決が難しい課題ではありますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
委員長	あとは、いかがでしょうか。
委員	お疲れ様です。

	<p>この委員会に参加して私が一番感じるのは、このメンバーの中に、大分市自治会連合会の会長さんや大分市民生委員児童委員連絡協議会の副会長さんがおられますが、今何が一番大変かという、高齢者の支援が一番大変だと思います。支援していただいている団体の方が委員会に参加しておられますが、この場を借りて本当に感謝申し上げます。これからもよろしくお願いいたします。</p> <p>高齢化が進み認知症の方も増えております。支援に関して色々と行政に聞かないといけないこともたくさんありますので、大分市の皆さんにはこれからも分かりやすい丁寧な対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本条例は5年に1度の見直しになっていますが、通常こういった形で見直す条例はあまりないと思います。現在大分市は、市内13地域にまちづくりビジョンフォローアップ会議を行っており、また、ふれあい市長室を開催することで、地域の皆さんの意見を聞く場を設けております。これらは、自治基本条例の理念に基づいてしっかりと取り組まれていると思っております。</p> <p>今回、条例の見直しは2回目になりますが、今後見直しを行うときは、先ほどお話ししたような形で市民との対談の中で意見を聞く等、色々な機会を通じた意見聴取というものを検討してもよいのではないかと思います。以上です。</p>
委員長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>今のご意見につきまして何かございましたら、お願いいたします。</p>
事務局	<p>企画課長の小野でございます。大変ありがとうございました。</p> <p>条例の中で市民意見の聴取に関する記載がございます。先ほど委員がおっしゃられた13地域のまちづくりビジョンのフォローアップ会議やふれあい市長室等、市民との対話を重視して活動しておりますので、幅広い形で自治基本条例の周知とご意見を聞くような体制については、今後も取り組みたいと考えております。以上でございます。</p>
委員長	<p>どうもありがとうございました。</p>
委員	<p>もう1点ですが、大分市の取組の中には、市単独では決められないことがあります。特に国や県との関係がそうだと思います。市民からの要望と課題があがった時には、庁内で連携を取って、国・県への対応をしっかりとさせていただきたいということも付け加えておきたいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。事務局よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>国や県への要望につきましては、地元の皆さんのお話を聞いて、要望の場をしっかりと設け、国や県に対して大分市としての考えを示し、市民サービスの向上に繋がるよう働きかけて参りたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。次何かございますか。</p>

<p>委員</p>	<p>事務局におかれましては、大変良くまとめていただいていると思います。皆さんが感想を述べられている間に5年前の提言案と比較していたのですが、今回は委員皆さんの意見をとても綺麗にまとめ上げていただいていると思います。どなたもおっしゃったことに間違いはなかったと思いますので、どれを落としてどれを残すかという議論にならなかったのは、委員長が進め方の上手さだと思います。また、この提言を率直に市長等に伝えていただいて、どのような取組が具体的に出来るかがこれからの一番の勝負ですので、今日委員皆さま方から最後の要望等もいくつかございましたので、それを踏まえてしっかりとした形の提言書にしていいただければと思います。</p> <p>最後に1つ、財政運営についてですが、現在の案は、「有事の際につきましても一般的な業務・事業をしっかりやっていく」という書き方になっていますが、先般決算審査特別委員会を開かせていただきまして、総務分科会としましては、通常業務の予算を確保することももちろん重要であります。有事の際の対策に必要な財源を国や県にしっかりと要望することも含めて、大分市として責任を持って予算を作り出していくということも併記した方が分かりやすいのではないかと思います。災害時の部分はもっと重要な事だと私は個人的に思いますので、そのあたりの記載につきまして少し加筆していただければと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>どうもありがとうございました。事務局いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>災害時の部分につきましては、特に今回新型コロナウイルス感染症に関しまして、大分市単独の予算で行っている事業はたくさんございます。これらは市の判断として行っておりますが、国・県に対して財源の確保の要望・交渉を行っております。提言書への記載の仕方については少し検討させていただければと思っております。以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、議事の(3)番目に次に移りたいと思います。議事の(3)番目「市長の提言報告につきまして」事務局からご説明お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>市長への提言報告につきまして、ご説明いたします。</p> <p>11月25日に渡邊委員長より市長へ提言書をお渡しいただき、ご報告いただく予定となっております。</p> <p>渡邊委員長、廣瀬副委員長、寺尾委員にご出席いただく予定でございます。</p> <p>お忙しいところ大変申し訳ございませんが、なにとぞよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>何かご質問等ございますか。皆さんのこれまでの議論を通して出された意見を副委員長、寺尾委員とともにしっかりと伝えていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、次に移ります。議事の(4)番目「その他」について、事務局からご説明お願いいたします。</p> <p>まず提言書(案)についてですが、先ほどご意見いただきました財政運営の第20条関係についての修正と、その他のSDGsの視点について修正を加えさせていただく予定でございます。修正につきましては、渡邊委員長へご一任いただき、対応させていただきたいと考えております。</p> <p>次に、今後のスケジュールについて、ご説明いたします。</p> <p>11月29日に庁内検討委員会を開催し、ご提出いただきました提言書につきまして、報告する予定でございます。</p> <p>その後11月30日に開会されます大分市議会令和3年第4回定例会において総務常任委員会にて、ご報告させていただく予定でございます。</p> <p>また、提言書につきましては、大分市HPへ掲載し、広く市民の方にご覧いただきたいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>どうもありがとうございます。皆さま何かございますか。</p> <p>皆様のご意見を一任していただくということで、よろしいでしょうか。SDGsそれから財政のところにつきましては、私の方に一任していただければ事務局と相談しながら作成して参りたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第4回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を終了させていただきます。皆さんの活発なご意見で今回まちづくり自治基本条例の提言書を作成することができました。</p> <p>本当にどうもありがとうございました。</p> <p>お世話になりました。</p> <p>では、私の方は以上です。事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>渡邊委員長さん、委員の皆さま、大変ありがとうございました。</p> <p>7月の検討委員会の発足以降、約4カ月にわたり委員の皆さまより、多くのご意見をいただくことができました。このまちづくり自治基本条例は施行後10年が経過しようとしておりますが、私どもの市民への周知不足等、課題が明らかになったところでございます。皆さまからいただきましたご意見を踏まえ、今後市民主体のまちづくりが一層進むよう取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>委員の皆さま方には、本日の会議にて実質的な審議は終了することとなりますが、これまで同様、今後ともこの条例の理念に基づいたまちづくりの推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>